

## 志摩市地域防災計画改訂業務委託 公募型プロポーザル方式審査要項

### 1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書類を提出した提案者（以下「提案者」という。）に限る。

### 2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置した「志摩市地域防災計画改訂業務委託 プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）が提案者の審査を行う。
- (2) 審査項目、審査基準、配点等は、別紙1, 2のとおりとする。
- (3) 審査は、第1次審査及び第2次審査を実施し、委員会の各委員が、提案者ごとに審査項目に対して審査点を付与する。
- (4) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザル方式の審査は実施する。ただし、次の条件を全て満たす場合のみ受託候補者として選定する。
  - ・第1次審査及び第2次審査の総得点合計が40点以上であること。
  - ・第1次審査及び第2次審査の審査項目ごとの平均点のうち、企画力に係る平均点の合計が30点以上であること。

### 3. 第1次審査

- (1) 委員会は、提案書類について、【別紙1】第1次審査 審査基準に基づき審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。
  - ① 参考見積書の見積書合計額（消費税等相当額含む。）（以下「見積額」という。）が志摩市地域防災計画改訂業務委託 公募型プロポーザル募集要項で示す見積限度額を超えている場合
  - ② 提案書類について、定めた提出方法、提出先、提案書類受付期限に適合しない場合
  - ③ 提案書類の提案内容に虚偽があることが明らかな場合
  - ④ 提案者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し（小数点第二位以下切捨）、各審査項目の平均点を合算した第1次審査項目の総得点の上位5者以内を第2次審査参加資格者として選定する。

なお、第1次審査項目の総得点が高点の場合は、見積額の安価な参加者を上位として選定する。見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。
- (4) 第1次審査による審査結果は、審査を受けた全ての者に対して、志摩市地域防災計画改訂業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する「第1次審査結果通知書【（実施要領）様式第4号】」により通知する。
- (5) 前項により、第2次審査参加資格者とならなかった者は、通知日の翌日から起算して5日（志摩市の休日を含める）（平成16年志摩市条例第2号。）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、書面により、その理由について説明を求められることができる。
- (6) 市長は、前項により、第2次審査参加資格者とならなかった者からその理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

- (7) 本業務に係る参加資格審査の結果、参加資格を満たしたものが5社以内となった場合は、第1次審査は行わず、第1次審査の審査項目について、第2次審査時に審査する。

なお、第1次審査を行わなかった場合は、ヒアリングの詳細の通知をもって第2次審査参加資格の通知とする。

#### 4. 第2次審査

- (1) 委員会は、本業務に対する業務実施体制、理解力、同種業務の実績等を理解し、本業務の受託候補者を決定するため、第2次審査参加資格者に対し、【別紙2】第2次審査 審査基準に基づき第2次審査（ヒアリング等）を実施する。
- (2) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ① 提案者からの提案書類に関する概要説明 | 15分以内 |
| ② 委員会から参加者へのヒアリング    | 15分以内 |
| ③ 片付け                | 5分程度  |
- ④ 提案者の出席人数は3人以内とする。ただし、本業務の配置予定技術者（管理技術者及び照査技術者）は必ず出席すること（急病等やむを得ない理由により出席できない場合は、事前に発注者の承諾を得ること。）とし、説明は、原則として管理技術者が行うこと。
- ⑤ パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
- ⑥ 説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- ⑦ 企業名、配置予定技術者名等の判別又は推察ができるものを会場内へ持ち込まないこと。また、企業名、配置予定技術者名等の判別又は推察ができる言動はしないこと。
- ⑧ ヒアリングの詳細（会場、時間等）については、第2次審査参加資格者へ郵送又は電子メールで通知する。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。
- |                                                 |
|-------------------------------------------------|
| ① 提案書類の提案内容に虚偽があることが明らかな場合                      |
| ② 提案者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合             |
| ③ (2)⑤、⑥、⑦に違反した場合、第2次審査を欠席した場合又は委員長の指示に従わなかった場合 |
- (4) 各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し（小数点第二位以下切捨）、各審査項目の平均点を合算した第2次審査項目の総得点を算出し、これに第1次審査項目の総得点を加え、第1次審査結果及び第2次審査結果の総得点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い提案者を本業務の受託候補者に決定する。
- なお、総合点と同点の場合は、見積額の安価な参加者を上位として選定し、見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。
- (5) 本プロポーザルの審査結果は、審査を受けた全ての者に対して、実施要領に規定する「プロポーザル審査結果通知書【(実施要領)様式第5号】」により通知する。
- (6) 前項により、受託候補者とならなかった者は、通知日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により、その理由について説明を求められることができる。
- (7) 市長は、前項により、第2次審査参加資格者とならなかった者からその理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

【別紙1】

志摩市地域防災計画改訂業務 公募型プロポーザル方式審査基準

◆第1次審査 審査基準

番号	審査項目		審査基準	配点
1	業務実績	企業としての履行実績件数	災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画の策定又は改訂業務の元請けとしての実績件数 ・過去3年間(平成25年4月1日～平成28年3月31日)の間に受注し履行されたもの	10
2		企業としての三重県内市町での履行実績の有無	災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画の策定又は改訂業務の元請けとしての三重県内での実績の有無(次の条件を全て満たすもの。) ・過去3年間(平成25年4月1日～平成28年3月31日)の間に受注し履行されたもの	5
3		配置予定技術者の履行実績	番号2「企業としての三重県内市町での履行実績の有無」要件で示した業務実績において、今回の配置予定技術者が管理技術者として履行した経験の有無	5
4	業務実施体制		配置予定技術者の実務経験、履行実績、保有資格の有無などにより本業務への取り組み姿勢は妥当か。	5
5	工程管理		本業務の作業スケジュールは妥当か。	5
6	企画力	現状把握	志摩市の地域特性や想定される災害、防災上の課題について理解し、本業務に反映させるような提案がなされているか。	10
7		仕様書との整合性、業務支援方針	・仕様書に示された業務内容が漏れなく提案されているか。 ・現行の地域防災計画を踏まえ、本業務の取り組み方法が具体的に提案されているか。	10
5	参考見積書		見積限度額と比較し、適切な内容となっているか。	数値化しない。
合 計				50

※第1次審査 詳細な配点基準

番号	審査項目	配点基準
1	企業としての履行実績 件数	1件：0点 2件：5点 3件以上：10点
2	企業としての三重県内市 町での履行実績の有無	有：5点 無：0点
3	配置予定技術者の履行 実績	有：5点 無：0点
4、5	・業務実施体制 ・工程管理	係数 × 1 優れている 5点 やや優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
6、7	・現状把握 ・仕様書との整合性、 業務支援方針	係数 × 2 優れている 5点 やや優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点

【別紙2】

◆第2次審査 審査基準

番号	審査項目		審査基準	配点
1	企画力	上位法や関係法令の理解	災害対策基本法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、防災基本計画、三重県地域防災計画など関係法令や各種計画の最近の動向を踏まえた提案がなされているか。	20
2		防災諸課題の整理	・近年の大規模災害（平成23年東日本大震災、平成26年広島土砂災害、平成28年熊本地震など）における被災自治体の課題を踏まえた提案となっているか。 ・自助・共助・公助による行政及び関係機関、市民が果たすべき役割を意識した提案となっているか。	20
3	プレゼン力	説明力・説得力	プレゼンテーションにおいて、提案内容の説明がわかりやすく論理的なものとなっているか。	5
4		ヒアリング応答性	ヒアリングにおける応答性が高いかどうか。	5
5	参考見積書		見積限度額と比較し、適切な内容となっているか。	数値化しない。
合 計				50

※第2次審査 詳細な配点基準

番号	審査項目	配点基準
1、2	・上位法や関係法令の理解 ・防災諸課題の整理	係 数 × 4 優れている 5点 やや優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点
3、4	・説明力・説得力 ・ヒアリング応答性	係 数 × 1 優れている 5点 やや優れている 4点 普通 3点 やや劣っている 2点 劣っている 1点